

貸別荘の賃貸借約款

Accmmodation & Agreement

N . A . O .

ごあいさつ

このたびは、N.A.O.をご利用賜り、誠にありがとうございます。

私ども、N.A.O.は、すべての方が快適に、そして、安心して寛いで頂けるよう、

従業員一同真心こめたサービスを心掛けております。

お気付きの点や、ご希望等ございましたら、どうぞご遠慮なくお申し出いただきます

ようお願い申し上げます。

支配人 谷口 潤

Thank you very much for choosing the N.A.O. for your stay.

Our staff will do their best to satisfy every one of your needs and it will be a pleasure to assist you in any request you can have.

We hope your stay will be a pleasant and comfortable one.

The General Manager Jun Taniguchi

NAO 貸別荘賃貸借約款

(適用範囲)

- 第 1 条** 株式会社エヌエーオー（以下 NAO）が賃借者との間で締結する契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. NAO が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(貸別荘賃借の申込み)

- 第 2 条** NAO に貸別荘賃借申込みをしようとする者は、次の事項を NAO に申し出ていただきます。
- (1) 代表者名
 - (2) 日付
 - (3) 連絡先
 - (4) その他 NAO が必要と認める事項
2. 賃借中に前項第 2 号の賃借日を超えて継続を申し入れた場合、NAO は、その申し出がなされた時点で新たな貸別荘賃借の申し込みがあったものとして処理します。

(申し込みの成立等)

- 第 3 条** 申し込みは、NAO が前条の貸別荘賃借の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、NAO が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(貸別荘賃借の申し込みの拒否)

- 第 4 条** NAO は、次に掲げる場合において、貸別荘賃借の申し込みの締結に応じないことがあります。
- (1) 貸別荘賃借の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により貸別荘の余裕がないとき。
 - (3) 賃借しようとする者が、賃借に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 賃借しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
 - (5) 賃借しようとする者が、他の賃借人に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 賃借しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 賃借に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により賃借させることができないとき。

(賃借人の契約解除権)

- 第 5 条** 賃借人は、NAO に申し出て、貸別荘賃借の申し込みを解除することができます。
2. NAO は、賃借人がその責めに帰すべき事由により貸別荘賃借の申し込みの全部又は一部を解除した場合。
 3. NAO は、賃借人が連絡をしないで賃借日当日の午後 21 時になっても到着しないときは、その貸別荘賃借の申し込みは賃借人により解除されたものとみなし処理することがあります。

(NAO の貸別荘賃借の申し込み解除権)

- 第 6 条** NAO は、次に掲げる場合においては、貸別荘賃借の申し込みを解除することがあります。
- (1) 賃借人が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 賃借人が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
 - (3) 賃借人が他の賃借人に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 賃借人が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 賃借に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により賃借させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他 NAO が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. NAO が前項の規定に基づいて貸別荘賃借の申し込みを解除したときは、賃借人がいまだ提供を受けいない料金はいただきません。

(貸別荘賃借の登録)

- 第 7 条** 賃借人は、賃借日当日、NAO のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 賃借人の氏名、住所、人数
 - (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) その他 NAO が必要と認める事項
2. 賃借人が料金の支払いをクレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
3. 上記の登録の完了時に、NAO と賃借人との間に貸別荘賃借契約が締結されたものとみなします。

(賃借時間)

- 第 8 条** 賃借人が貸別荘を賃借できる時間は、午後 15 時から午前 10 時までとします。
- ただし、連続して賃借する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日賃借することができます。

(利用規則の遵守)

- 第 9 条** 賃借人は、NAO 内においては、NAO が定めた NAO 内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(NAO の責任)

- 第 10 条** NAO は、不履行により賃借人に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが NAO の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(賃借人の手荷物又は携帯品の保管)

- 第 11 条** 賃借人の荷物については、NAO が了解したときに限り保管をし、賃借登録時に引き渡します。
2. 賃借人が貸別荘の賃借後、賃借人の荷物が施設内に置き忘れていたときに、その持ち主が判明した場合は、NAO はその持ち主に連絡するとともに、その支持を求めるものとします。
- ただし、所有者が判明しない場合又は所有者の指示がない場合のときには、発見日も含めて 7 日間保存し、その後最寄りも警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における賃借人の手荷物又は携帯品の保管についての NAO の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第 12 条 賃借人が NAO の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、NAO は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、NAO の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(賃借人の責任)

第 14 条 賃借人の故意又は過失により NAO が損害を被ったときは、当該賃借人は NAO に対し、その損害を賠償していただきます。